

農作物	試験 圃場数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm) 【クロラントラニリブロール】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
アルファアルファ (茎葉)	12	18.4%フロアブル	108~116 g ai/ha 散布	3回	0日	圃場A: 5.9 (#) 圃場B: 4.6 (#) 圃場C: 5.2 (#) 圃場D: 1.1 (#) 圃場E: 6.3 (#) 圃場F: 7.5 (#) 圃場G: 3.7 (#) 圃場H: 3.0 (#) 圃場I: 2.0 (#) 圃場J: 6.8 (#) 圃場K: 7.8 (#) 圃場L: 5.7 (#)
アルファアルファ (種子)	10	18.4%フロアブル	108~116 g ai/ha 散布	3回	0日	圃場A: 1.7 (#) 圃場B: 0.46 (#) 圃場C: 0.26 (#) 圃場D: 0.45 (#) 圃場E: 0.11 (#) 圃場F: 0.73 (#) 圃場G: 0.32 (#) 圃場H: 0.87 (#) 圃場I: 0.49 (#) 圃場J: 1.5 (#)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○・IT			<0.01,<0.01	
小麦 大麦 ライ麦 どうもろこし そば その他の穀類	0.02		IT	0.02			
	0.02			0.02			
	0.02			0.02			
	0.6			0.6			
	0.02			0.02			
	0.02			0.02			
大豆	0.2	0.2	○				
小豆類 えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類	2		IT	2.0	アメリカ	【0.024(#)~0.30(#)(n=18)(米国グリーンビーン)】	
	2			2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】	
	2			2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】	
	2			2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】	
	2			2.0	アメリカ	【3.080(#),11.036(#)(米国Polebean)】	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにゃくいも その他のいも類	0.02	0.01		0.02			
	0.02			0.02			
	0.02			0.02			
	0.02			0.02			
	0.02			0.02			
	0.02			0.02			
てんさい	0.02			0.02			
さとうきび	14		IT		14	アメリカ	【0.69(#)~12.04(#)(n=21)(米国とうもろこし茎葉参照)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はぐさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー ¹ その他のあぶらな科野菜	0.05		申 申 申 申 申 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0.02			<0.01,<0.01
	20			20			1.78,1.29
	0.2			0.02			0.02,0.03(\$)
	20			20			3.21,3.36
	0.02			0.02			
	20	13		20			
	20	4.0		20			
	4	4.0		4.0	アメリカ	【0.033~1.1(n=10)(外葉あり)(米国)】	
	4	4.0		4.0	アメリカ	【0.037~0.078(n=3)(外葉なし)(米国)】	
	20	11		20			【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
	20	11		20			
	20	11		20			
	11	11		11	アメリカ	【米国からしな参照】	
	4	4.0		4.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】	
	4	4.0		4.0	アメリカ	【0.12(#)~0.67(#)(n=9)(米国)】	
	20	11		20			【1.2(#)~5.6(#)(n=8)(米国からしな)】
ごぼう サルシフィー ¹ アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく	0.02		IT	0.02			
	0.02			0.02			
	4			4.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】	
	20			20			
	20			20			
	20			20			
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜	20		13	○	20		
	20			13	20		
ねぎ(リーキを含む。) アスパラガス	2		○ IT		13	アメリカ	0.21,0.66(\$)
	13						【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】
にんじん バースニップ パセリ	0.02		13	0.02			
	0.02			0.02			
	13			13	13	アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】 【0.99(#)~3.6(#)(n=7)(外葉あり)(米国)】
セロリ その他のせり科野菜	13		13	7	13	アメリカ	【0.19(#)~2.5(#)(n=3)(外葉なし)(米国)】
	13			0.02	13	アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.7	0.7	○	0.6	0.7	アメリカ
ピーマン	1	0.7	IT	0.6	1	EU
なす	0.7	0.7	○	0.6		
その他のなす科野菜	20	0.7		20		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.25		0.3		
しろうり	0.3	0.25		0.3		
すいか ^{※1}		0.25		0.3		
すいか	0.1					
メロン類果実 ^{※1}		0.25		0.3		
メロン類果実	0.1					
まくわうり	0.1	0.25		0.3		
その他のうり科野菜	20	0.25		20		
ほうれんそう	20	13		20		
オクラ	0.6		IT	0.6		
えだまめ	1	1	○			0.14, 0.32(\$)
マッシュルーム	0.6			0.6		
しいたけ	0.6			0.6		
その他のきのこ類	0.6			0.6		
その他の野菜	20	13		20		
みかん			IT			
なつみかんの果実全体	1		IT		1.4	アメリカ
レモン	1		IT		1.4	アメリカ
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		IT		1.4	アメリカ
グレープフルーツ	1		IT		1.4	アメリカ
ライム	1		IT		1.4	アメリカ
その他のかんきつ類果実	1		IT		1.4	アメリカ
りんご	1	1	○・IT	0.4	1.2	アメリカ
日本なし	1	0.5	○・申・IT	0.4	1.2	アメリカ
西洋なし	1	0.5	○・申・IT	0.4	1.2	アメリカ
マルメロ	1	0.3	IT	0.4	1.2	アメリカ
びわ	0.3	0.3	IT			
もも ^{※2}		1.0	○・IT	1	4.0	アメリカ
もも	0.4					
ネクタリン	4	1.0	○・IT	1	4.0	アメリカ
あんず(アプリコットを含む。)	4	1.0	申・IT	1	4.0	アメリカ
すもも(ブルーンを含む。)	4	1.0	○・IT	1	4.0	アメリカ
うめ	1			1		
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○	1		
いちご	1	0.7	○・IT		1	アメリカ
その他のベリー類果実	3		IT		2.5	アメリカ
ぶどう	2	1.2	○			
かき	4		申・IT	1	4.0	アメリカ
バナナ	4		IT		4.0	アメリカ
パパイヤ	2		IT		2.0	アメリカ
アボカド	4		IT		4.0	アメリカ
パインアップル	2		IT		1.5	アメリカ
グアバ	4		IT		4.0	アメリカ
マンゴー	4		IT		4.0	アメリカ
バッショングルーツ	2		IT		2.0	アメリカ
その他の果実	4		IT	0.6	4.0	アメリカ
ごまの種子	0.3		IT		0.3	アメリカ
綿実	0.3	0.3		0.3	0.30	アメリカ
なたね	0.3		IT		0.3	アメリカ
その他のオイルシード	0.3		IT		0.3	アメリカ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.04 0.04 0.04 0.04 0.04		IT IT IT IT IT		0.04 0.04 0.04 0.04 0.04	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】 【0.003(#)~0.015(#) (n=6) (米国)】 【0.004(#)~0.008(#) (n=6) (米国)】 【米国アーモンド及びペカン参照】 【米国アーモンド及びペカン参照】
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ	50 0.4 0.08 90	50	○ IT IT IT		0.4 0.08 90	アメリカ アメリカ アメリカ	29.8, 38.6 (荒茶) 【0.098(#)~0.205(#) (n=4) (米国)】 【米国アーモンド及びペカン参照】 【0.11(#)~7.9(#) (n=25) (米国アルファルファ 参照)】
その他のスパイス その他のハーブ	14 25		IT IT		14 25	アメリカ アメリカ	【米国アルファルファ参照】 【米国アルファルファ参照】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05	0.01 0.01 0.01	IT IT IT		0.05 0.05 0.05	アメリカ アメリカ アメリカ	推:0.02 (牛の筋肉参照) (牛の筋肉参照)
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3 0.3 0.3	0.01 0.01 0.01	IT IT IT	0.01 0.01 0.01	0.3 0.3 0.3	アメリカ アメリカ アメリカ	推:0.12 (牛の脂肪参照) (牛の脂肪参照)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3 0.3 0.3	0.01 0.01 0.01	IT IT IT	0.01 0.01 0.01	0.3 0.3 0.3	アメリカ アメリカ アメリカ	推:0.10 (牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.2 0.2	0.01 0.01 0.01	IT IT IT	0.01 0.01 0.01	0.2 0.2 0.2	アメリカ アメリカ アメリカ	推:0.07 (牛の腎臓参照) (牛の腎臓参照)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2 0.2 0.2	0.01 0.01 0.01	IT IT IT	0.01 0.01 0.01	0.2 0.2 0.2	アメリカ アメリカ アメリカ	(牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照)
乳	0.05	0.01	IT	0.01	0.05	アメリカ	推:0.01
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.02 0.02		IT IT		0.02 0.02	アメリカ アメリカ	推:<0.01 (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01		IT IT	0.01 0.01	0.01 0.01	アメリカ アメリカ	推:<0.01 (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.02 0.02		IT IT	0.01 0.01	0.02 0.02	アメリカ アメリカ	推:<0.01 (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.02 0.02		IT IT	0.01 0.01	0.02 0.02	アメリカ アメリカ	(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.02 0.02		IT IT	0.01 0.01	0.02 0.02	アメリカ アメリカ	(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.2 0.2		IT IT	0.01 0.01	0.2 0.2	アメリカ アメリカ	推:0.09 (鶏の卵参照)
魚介類	0.05	0.05	IT				推:0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	5			5			

(+)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

※1 すいか及びメロン類果実の基準値については、果皮を含む全果実に適用するものとする。

※2 もとの基準値については、果皮を含む全果実(核を除く。)に適用するものとする。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

※すいか、メロン類果実、まくわうりにおいては、国際基準の残留基準に加工係数0.3(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

※ももにおいては、米国の残留基準に国内残留試験より算出した加工係数0.1を乗じた値を基準値案とした。

クロラントラニリプロール推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米(玄米をいう。)	0.05	9.3	4.9	7.0	9.4
小麦	0.02	2.3	1.6	2.5	1.7
大麦	0.02	0.1	0.0	0.0	0.1
ライ麦	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
とうもろこし	0.6	1.5	2.6	1.6	0.5
そば	0.02	0.1	0.0	0.0	0.1
その他の穀類	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.2	11.2	6.7	9.1	11.8
小豆類	2	2.8	1.0	0.2	5.4
えんどう	2	0.6	0.2	0.6	0.8
そら豆	2	0.4	0.2	0.2	0.8
らっかせい	2	1.0	0.6	0.4	1.2
その他の豆類	2	0.2	0.2	0.2	0.2
ばれいしょ	0.02	0.7	0.4	0.8	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.2	0.1	0.2	0.3
かんしょ	0.02	0.3	0.4	0.3	0.3
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.1	0.0	0.0	0.1
こんにゃくいも	0.02	0.3	0.1	0.2	0.3
その他のいも類	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
てんさい	0.02	0.1	0.1	0.1	0.1
さとうきび	14	187.6	158.2	144.2	169.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	2.3	0.9	1.4	2.9
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	44.0	10.0	18.0	68.0
かぶ類の根	0.2	0.5	0.1	0.1	0.8
かぶ類の葉	20	10.0	2.0	6.0	22.0
西洋わさび	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
クレソン	20	2.0	2.0	2.0	2.0
はくさい	20	588.0	206.0	438.0	634.0
キャベツ	4	91.2	39.2	91.6	79.6
芽キャベツ	4	0.4	0.4	0.4	0.4
ケール	20	2.0	2.0	2.0	2.0
こまつな	20	86.0	40.0	32.0	118.0
きょうな	20	6.0	2.0	2.0	6.0
チンゲンサイ	11	15.4	3.3	11.0	20.9
カリフラワー	4	1.6	0.4	0.4	1.6
ブロッコリー	4	18.0	11.2	18.8	16.4
その他のあぶらな科野菜	20	42.0	6.0	4.0	62.0
ごぼう	0.02	0.1	0.0	0.0	0.1
サルシフィー	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
アーティチョーク	4	0.4	0.4	0.4	0.4
チコリ	20	2.0	2.0	2.0	2.0
エンダイブ	20	2.0	2.0	2.0	2.0
しゅんぎく	20	50.0	12.0	38.0	74.0
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	122.0	50.0	128.0	84.0
その他のきく科野菜	20	8.0	2.0	10.0	14.0
ねぎ(リーキを含む。)	2	22.6	9.0	16.4	27.0
アスパラガス	13	11.7	3.9	5.2	9.1
にんじん	0.02	0.5	0.3	0.5	0.4
バースニップ	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
バセリ	13	1.3	1.3	1.3	1.3
ゼロリ	13	5.2	1.3	3.9	5.2
その他のせり科野菜	13	1.3	1.3	1.3	3.9
トマト	0.7	17.0	11.8	17.2	13.2
ビーマン	1	4.4	2.0	1.9	3.7
なす	0.7	2.8	0.6	2.3	4.0
その他のなす科野菜	20	4.0	2.0	2.0	6.0
きゅうり(ガーベルを含む。)	0.3	4.9	2.5	3.0	5.0
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	2.8	1.7	2.1	3.5
しろうり	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2
すいか	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.1	0.0	0.0	0.01	0.0
まくわうり	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のウリ科野菜	20	10.0	2.0	46.0	14.0
ほうれんそう	20	374.0	202.0	348.0	434.0
オクラ	0.6	0.2	0.1	0.1	0.2
えだまめ	1	0.1	0.1	0.1	0.1
マッシュルーム	0.6	0.2	0.1	0.4	0.1

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
しいたけ	0.6	2.8	1.1	2.3	2.9
その他のきのこ類	0.6	5.9	2.4	4.6	5.9
その他の野菜	20	252.0	194.0	192.0	244.0
なつみかんの果実全体	1	0.1	0.1	0.1	0.1
レモン	1	0.3	0.2	0.3	0.3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	0.4	0.6	0.8	0.2
グレープフルーツ	1	1.2	0.4	2.1	0.8
ライム	1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	1	0.4	0.1	0.1	0.6
りんご	1	35.3	36.2	30.0	35.6
日本なし	1	5.1	4.4	5.3	5.1
西洋なし	1	0.10	0.10	0.10	0.10
マルメロ	1	0.1	0.1	0.1	0.1
びわ	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	0.4	0.2	0.3	1.6	0.0
ネクタリン	4	0.4	0.4	0.4	0.4
あんず (アブリコットを含む。)	4	0.4	0.4	0.4	0.4
すもも (ブルーンを含む。)	4	0.8	0.4	5.6	0.8
うめ	1	1.1	0.3	1.4	1.6
おうとう (チェリーを含む。)	1	0.1	0.1	0.1	0.1
いちご	1	0.3	0.4	0.1	0.1
その他のベリー類果実	3	0.3	0.3	0.3	0.3
ぶどう	2	11.6	8.8	3.2	7.6
かき	4	125.6	32.0	86.0	198.4
バナナ	4	50.4	45.2	34.8	70.8
パパイヤ	2	0.2	0.2	0.2	0.2
アボカド	4	0.8	0.4	0.4	0.8
パイナップル	2	1.6	2.0	0.2	1.0
グアバ	4	0.4	0.4	0.4	0.4
マンゴー	4	0.4	0.4	0.4	0.4
パッションフルーツ	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他の果実	4	15.6	23.6	5.6	6.8
ごまの種子	0.3	0.3	0.2	0.1	0.4
綿実	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
なたね	0.3	2.5	1.5	2.5	1.6
その他のオイルシード	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
くり	0.04	0.0	0.1	0.0	0.0
ペカン	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
アーモンド	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
くるみ	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	50	150.0	70.0	175.0	215.0
コーヒー豆	0.4	1.0	0.0	0.6	0.6
カカオ豆	0.08	0.0	0.0	0.0	0.0
ホップ	90	9.0	9.0	9.0	9.0
その他のスパイス	14	1.4	1.4	1.4	1.4
その他のハーブ	25	2.5	2.5	2.5	2.5
陸棲哺乳類の肉類	0.3	17.3	9.9	18.2	17.3
陸棲哺乳類の乳類	0.05	7.1	9.9	9.2	7.1
家禽の肉類	0.02	0.4	0.4	0.3	0.4
家禽の卵類	0.1	4.0	2.9	4.0	4.0
魚介類	0.05	4.7	2.1	4.7	4.7
計		2490.4	1279.1	2034.3	2797.4
ADI比 (%)		18.0	31.1	14.1	19.9

TMDI : 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、妊婦については家きんの卵類及び水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

これまでの経緯

- 平成20年 3月10日 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（新規：水稻、りんご等）
平成20年 3月25日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年10月 9日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成21年 7月22日 初回農薬登録（芝）
平成21年 9月28日 残留農薬基準告示

平成22年 7月12日 農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：だいこん、かぶ、なし、あんず、かき）
平成22年 7月14日 インポートトレランス申請（米、かんきつ類、魚介類等）
平成22年 8月11日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成23年 6月16日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成23年12月12日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成23年12月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 石井 里枝 埼玉県衛生研究所水・食品担当専門研究員
○大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所長
尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
齊藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清 財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
高橋 美幸 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣 東京都健康安全研究センター食品化学部長
廣野 育生 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
宮井 俊一 社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
鶴渕 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授
(○：部会長)

答申(案)

クロラントラニリプロール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.02
大麦	0.02
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.6
そば	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	0.02
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	2
えんどう	2
そら豆	2
らっかせい	2
その他の豆類 ^{注3)}	2
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
こんにゃくいも	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.02
さとうきび	14
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.02
クレソン	20
はくさい	20
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チングンサイ	11
カリフラワー	4
ブロッコリー	4
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	20
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.02
アーティチョーク	4
チコリ	20
エンダイブ	20
しゅんぎく	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
その他のきく科野菜 ^{注6)}	20
ねぎ(リーキを含む。)	2
アスパラガス	13
にんじん	0.02
パースニップ	0.02
パセリ	13
セロリ	13
その他のせり科野菜 ^{注7)}	13

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

クロラントラニリプロール

食品名	残留基準値 ppm
トマト	0.7
ピーマン	1
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注8)}	20
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろとうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注9)}	20
ほうれんそう	20
オクラ	0.6
えだまめ	1
マッシュルーム	0.6
しいたけ	0.6
その他のきのこ類 ^{注10)}	0.6
その他の野菜 ^{注11)}	20
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	1
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	0.3
もも	0.4
ネクタリン	4
あんず(アプリコットを含む。)	4
すもも(ブルーンを含む。)	4
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	1
その他のベリー類果実 ^{注13)}	3
ぶどう	2
かき	4
バナナ	4
パパイヤ	2
アボカド	4
パイナップル	2
グアバ	4
マンゴー	4
パッションフルーツ	2
その他の果実 ^{注14)}	4
ごまの種子	0.3
綿実	0.3
なたね	0.3
その他のオイルシード ^{注15)}	0.3
くり	0.04

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろとうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。

注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。

クロラントラニリプロール

食品名	残留基準値 ppm
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.04
茶	50
コーヒー豆	0.4
カカオ豆	0.08
ホップ	90
その他のスパイス ^{注17)}	14
その他のハーブ ^{注18)}	25
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注20)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
魚介類	0.05
どうがらし(乾燥させたもの)	5

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、どうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※1 すいか、メロン類果実の基準値については、果皮を除去したものに適用するものとする。

※2 ももの基準値については、果皮及び種子を除去したものに適用するものとする。

